

各市町村 地域クラブ活動 ご担当者 様

奈良県中学校体育連盟

会 長 檜原 祥弘

【 公 印 省 略 】

【重要】「認定地域クラブ活動」に関する追加の周知および実務上の留意点について（通知）

平素より本連盟の事業推進および部活動の地域展開に向けた取組にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。6月3日付で送付いたしました「認定地域クラブ活動に伴う登録および各種手続きのお願い」に関し、本連盟における大会参加資格の重要な取扱いについて追加でお知らせいたします。

市町村が国のガイドラインに基づく7つの要件を全て満たしたものとして認定した「認定地域クラブ活動」については、令和8年度全国中学校体育大会開催基準に基づき、「地域クラブ活動の参加資格の特例 各競技部細則」は適用されません。これにより、認定を受けた団体は、認定を受けていないクラブに課せられる種目ごとの制限（出場の条件や特定の指導者公認資格等）が免除され、学校部活動と同様に円滑な大会参加が可能となる大きなメリットがあります。

なお、今夏の奈良県中学校総合体育大会への出場については、加盟名簿を提出し、かつ加盟金を納入した団体から出場していただくよう年度当初よりお願いしております。名簿提出と加盟金納入の両方を完了していることが、その生徒の「大会における所属」を確定させる条件となります。この点に混乱が生じないよう改めてお願い申し上げます。

また、実務を進める上での疑問にお答えする「Q&A」を別紙として添付しております。お手続きにあたってご不明な点がございましたら「Q&A」をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「様式 14（連携協定書）」の一部修正を行いました。提出方法などが一部変更となっておりますので、必ず内容をご確認の上、お手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

奈良県中学校体育連盟

事務局 鶴川 純平

奈良県立教育研究所（火・木・金）

下市町立下市あきつ学園（月・水）

〒636-0343

〒638-0041

奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1

奈良県吉野郡下市町下市 3060

TEL：0744-33-5156

TEL：0747-52-3955

mail：nara.chutairen@gmail.com

URL：https://nara-chutairen.asfweb.jp/

【別紙】実務上の Q&A

Q1 : 県総体に「学校部活動」で出場予定ですが、休日(平日)の活動を「認定地域クラブ活動」として活動している場合、認定地域クラブのフォーム回答や証明書の提出は必要ですか？

A1 : はい。市町村が認定した団体については、全ての団体を登録フォームへの回答および証明書の提出を行ってください。

Q2 : 認定地域クラブ代表者のメールアドレスは「e-net アカウント」以外でも良いですか？

A2 : 「e-net アカウント」以外でも構いません。事務局や競技専門部からの連絡を確実に受信でき、差し支えないアドレスを入力してください。

Q3 : 複数種目に出場する場合、全ての種目で加盟名簿の提出と加盟金の納入が必要ですか？

A3 : いいえ、いずれか1つの種目で構いません。名簿を提出し加盟金を納入した団体を「主とする団体」とみなします。2種目目以降については、新たに参加を希望する団体(競技)から「複数種目大会参加願(様式15)」を提出してください。

Q4 : 加盟名簿の提出や加盟金納入の受領完了メールは送られますか？

A4 : 受領完了メールの配信は行っておりません。提出締切は6月12日(金)です。まだお手続きが完了していない場合は、至急、担当者(香芝北中 居駒)までご連絡の上、手続きをお済ませください。

Q5 : 「様式14(連携協定書)」、「様式15(複数種目大会参加願)」はメール提出でも良いですか？

A5 : 構いません。代表者等の押印があることを確認の上、PDF形式で送付してください。郵送や直接持参も可能です。

Q6 : 「様式14(連携協定書)」はどのような場合に出すものですか？

A6 : 認定地域クラブ活動において、生徒の在籍校がある市町村とクラブの活動拠点が異なる場合など、市町村をまたいで活動する際に、該当する市町村間で締結された協定の証として提出する書類です。

Q7 : 市町村をまたいで活動する場合の注意事項はありますか？

A7 : 「認定地域クラブ」の対象区域について、通常は「中学校区単位」や「市町村内」とされています。しかし、十分な参加人数が見込めない場合や、多様な体験機会を提供する場合(居住する市町村に希望する種目がない)などは、複数の市町村が広域連携を行い、市町村の枠を超えた対象区域を定めることが可能です。その際は、市町村同士が連携して生徒の活動を支えるという合意が必要です。例として、備品の活用や施設の利用、遠征費や登録費の補助など、役割分担や費用負担について、事前に協議の場を設けてください。詳細は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン 別冊資料①(令和7年12月文部科学省)」でご確認ください。

Q8 : 地域クラブで出場する場合、「様式8(外部指導者承認書)」を提出しますか？

A8 : 必要ありません。外部指導者の様式は、あくまで「学校部活動」として出場する際に必要な書類です。地域クラブの場合は、責任ある代表者または指導資格を有する指導者が引率・監督を務めます。

Q9 : 地域クラブの指導者が、複数のチームの指導を掛け持ちすることは可能ですか？

A9 : 可能です。日常的な練習指導を複数のチームで行うことは制限されません。ただし、同一大会において複数のチーム（クラブと学校の兼務を含む）を同時に引率・監督することはできず、大会時にはいずれか一方を選択する必要があります。

Q10 : 地域クラブ同士の合同チームは認められますか？

A10 : 現時点では認められていません。地域クラブ名義での出場は、単独の「1チームのみ」と規定されています。地域クラブと学校の合同チームも認められていません。

Q11 : 「認定地域クラブ」の指導者は指導者資格が必要ないのですか？

A11 : いいえ。「認定地域クラブ」の指導者として活動するには、市町村の「認定地域クラブ活動指導者」登録制度への登録が必須です。登録には、安全管理や不適切行為防止に関する指定研修の受講、ハラスメント等を行わない誓約書の提出、および刑罰歴や性犯罪歴などの欠格事由に該当しないことが求められます。なお、教員免許や公認指導者資格の保有者は、自治体の判断で研修の一部または全部が免除される場合があります。詳細は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン 別冊資料①（令和7年12月文部科学省）」でご確認ください。

Q12 : 年度の途中で、部活動から地域クラブへ所属を移して大会に出られますか？

A12 : 移籍は、各専門部によってルールが異なりますが、県中体連主催大会（県総体、新人大会）においては、部活動からの移行が理由で、チーム名が変わることによって、移籍のルールにより大会に出場できない生徒がでないように各専門部で柔軟に対応するようにお願いしています。ただし、いかなる理由であっても、大会期間中のチーム名変更や移籍はできません。各競技の協会や連盟が主催する大会については、それぞれの主催団体へ直接お問い合わせください。

以上